（様式８）

|  |
| --- |
| 就職困難者等雇用計画書　[ **新規雇用（予定）者のための様式です** ] |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ①  就職困難者等の  雇用予定人数 | ①の従事者の内訳 | | | |
| 1. ①に係る業務内容、就業場所及び雇用予定人数等 | | | |
| 業務内容及び就業場所 | | いずれの機関から就職困難者等を雇用する計画であるか | |
| 人 | (業務内容) | (就業場所) | （　）大阪市地域就労支援センター | 人 |
| （　）大阪市障がい者就業・生活支援センター | 人 |
| （　）大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター | 人 |
| （　）自立支援センター舞洲 | 人 |
| （　）大阪ホームレス就業支援センター | 人 |
| (業務内容) | (就業場所) | （　）大阪市地域就労支援センター | 人 |
| （　）大阪市障がい者就業・生活支援センター | 人 |
| （　）大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター | 人 |
| （　）自立支援センター舞洲 | 人 |
| （　）大阪ホームレス就業支援センター | 人 |

（※該当する機関の（　）内に○印を付け、人数を記載すること）

上記のとおり相違ありません。なお、新たに就職困難者等を採用又は解雇した際には速やかに報告します。

(記入上の注意)

①この計画書は、今回の入札に伴い、**企業として新たに雇用・就労**されることとなる就職困難者等の受入対応を把握するためのものです。

②新たに雇用・就労される就職困難者とは、「大阪市地域就労支援センター」「大阪市障がい者就業・生活支援センター」「大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター」「自立支援センター舞洲」「大阪ホームレス就業支援センター」からの紹介者のみです。（なお、知的障がい者を雇用する際、「3-1-1　知的障がい者の就業状況」の評価項目において新規雇用の提案を行っている場合、その提案により新規雇用される知的障がい者とは別の者とすること。）

③雇用予定人数は、常時雇用関係（労働基準法等の関係法令を順守の上、１週間あたりの労働時間が30時間以上で、期間の定めなく雇用される者（有期雇用で雇用期間以降更新する場合を含む）、かつ労働保険（労災保険・雇用保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入を条件とする。）にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用された者を除きます。

④上記表中「いずれの機関から就職困難者等を雇用する計画であるか」は、該当する機関の（　）内に○印を付け、人数を記載してください。なお、必要に応じて、複数枚になることは支障ありません。

⑤業務内容及び就業場所を具体的に記入ください。（例：集計業務、受付業務、清掃業務…大阪市北区○○町○○支店にて等）